

文京区補助金等チェックシート（実績検証用）

所属	区民部経済課産業振興係			
問合せ先	03	-	5803	- 1173

6年度調査

1 補助金の名称等

補 助 金 の 名 称	商店街チャレンジ戦略支援事業補助金										
根 拠 規 定 等	文京区商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付要綱										
創 設 年 月	平成	16	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	20年	終了予定年月			
見 直 し 年 月	令和	6	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	1年				
見 直 し の 内 容	女性活躍推進事業の追加										
予 算 科 目	款	項		目		大事業		中事業		計画事業番号	
	4産業経済費	1商工費		2商工振興費		12商店街事業補助		1商店街販売促進事業補助 2商店街環境整備事業補助			
補 助 金 の 種 別	☒ 奨励的補助 ☐ 施設運営補助 ☐ 扶助的補助 ☐ 投資的補助 ☐ 利子補給										

2 補助金の概要

補 助 目 的	商店街の振興を図り、中小商業の経営の安定と発展及び産業の活性化に寄与することを目的とする。					
補 助 事 業 等 の 内 容	区内商店会が実施するイベント事業および活性化事業(施設整備・多言語対応事業等)の経費の一部を補助する。					
補 助 対 象 経 費 の 内 容	本事業の実施に要する対象経費から売上、寄付金等を差し引いた額とする。					
補 助 事 業 者 等	☐ 区民 ☐ 地域活動団体 ☐ NPO(特定非営利活動団体) ☒ 事業者 ☐ その他 [特定の相手方に補助している場合は具体的に記入] 区内商店会					
補 助 金 の 算 出	☒ 定率 [補助率 2/3、8/9、11/12、5/6(上限あり)] ☐ 定額 [補助額]] ☐ 補助単価 [補助単価 単位] ☒ その他 [その他の場合は具体的に記入] イベント事業は、1商店会あたり400万円(補助率2/3)を上限とする。そのうち、小額助成事業の場合は40万円(補助率2/3)を、小額支援事業及び若手・女性支援事業の場合は88万8千円(補助率8/9)を、女性活躍推進事業の場合は91万6千円(補助率11/12)を、組織活力向上支援事業は825万(補助率11/12)を上限とする。 活性化事業は、1商店会あたりの上限額を設けていない(原則、補助率2/3)。 また、商店会加入促進審査会で選定された商店会等に係るイベント事業及び活性化事業(キャッシュレス対応事業、組織力強化事業及び多言語対応事業を除く。)は、1事業に限り、5/6の補助率とすることができる。 [定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入]					
公 募 の 状 況	全ての区内商店会に、商店街振興事業説明資料を送付(説明会も実施)					
実績報告書時における 使 途 の 確 認 方 法	☒ 領収書 ☐ 契約書 ☐ 決算書 ☒ 成果物 ☐ その他 []					
補 助 ・ 単 独 の 状 況	☐ 区単独 ☐ 補助(区上乗せ無し) ☒ 補助(区上乗せ有り)	負担割合	区 1/6、 1/3	国	都 1/2、 1/3、 5/9、 7/12	補助対象者 1/3、 1/9、 1/6、 1/12
		上乗せの内容・理由	商店会加入促進優良商店会に認定された商店会又は商店街振興組合に係るイベント事業及び活性化事業(キャッシュレス対応事業、組織力強化事業及び多言語対応事業を除く。)は、文京区商店街チャレンジ戦略支援事業補助金交付要綱第6条第2項に基づき補助対象経費の6分の1を区市町村補助額に上乗せできる。			

3 交付実績

(件、千円)

項目	3年度(決算)	4年度(決算)	5年度(決算)	6年度(予算)
交付(見込み)件数	14	18	32	45
決算(予算)額	14,910	15,038	31,325	45,482
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	7,885	7,846	16,245	23,580
その他	0	0	0	0
一般財源	7,025	7,192	15,080	21,902
交付実績の特記事項				

4 補助金の交付の適否に関する基準 [○:適合、△:適合しているが課題あり、×:不適合、-:非該当]

項目	内 容	判定	判定の理由(△、×の場合のみ記載)
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	○	
	基本構想、総合戦略、個別計画等の区の政策に適合しているか	○	
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	○	
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	○	
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	○	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	○	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	○	
	補助金の交付による効果が認められるか	○	
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	○	
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	○	
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の 補助金につ いては不要	法令等に抵触していないか	○	
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	○	
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	○	

5 効果、課題及び今後の方向性

効果	当該補助金により、区内商店街が活性化し、個店の販売促進につながった。
課題	補助金を利用する商店会が固定化されている。 また、高齢化等による事業の担い手不足が深刻化しており、イベント中止となる事例がある。
今後の方向性	各商店会に適した事業メニューを案内するとともに、補助要件や提出書類等をわかりやすく説明し、より多くの商店会が利用しやすい事業としていく必要がある。